

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月、並びに同年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月及び同年3月  
② 昭和53年10月から54年3月まで

私が20歳になった昭和53年\*月頃、自宅に集金に来ていた婦人会を通じて父が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も結婚するまで納付してくれていた。

結婚後は、自分たちで夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会を通じて納付していたが、昭和62年1月頃か平成2年3月頃に夫婦で国民年金保険料の未納期間があることが分かり、未納となっていた申立期間①及び②並びに妻の60年7月から61年11月までの期間の国民年金保険料を一括で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年1月頃か平成2年3月頃に、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料並びに申立人の妻の昭和60年7月から61年11月までの期間の国民年金保険料を、申立人が一括で納付した旨を主張している。

しかしながら、申立人が一括で納付したとする昭和62年1月及び平成2年3月のいずれの時点においても、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻に係るオンライン記録によると、申立人が一括で納付したとする申立人の妻の昭和60年7月から61年11月までの期間に係る国民年金保険料は未納となっており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して納付したとする時期及び国民年金保険料額についての記憶が曖昧である上、申立期

間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 11 月まで

私が 20 歳になった昭和 53 年\*月頃、父が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も結婚するまで納付してくれていた。

結婚後は、自分たちで夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会を通じて納付していたが、昭和 62 年 1 月頃か平成 2 年 3 月頃に夫婦で国民年金保険料の未納期間があることが分かり、未納となっていた申立期間、夫の 53 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を夫が一括で納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 1 月か平成 2 年 3 月頃に、申立人の夫の昭和 53 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料と申立人の申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫が、一括で納付した旨を主張している。

しかしながら、申立人の夫が一括で納付したと主張する 2 つの時点のうちの 1 つである平成 2 年 3 月時点は、申立人の申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人の夫が一括で納付したと主張する 2 つの時点のうちの 1 つである昭和 62 年 1 月時点は、申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、当該時点では申立人の夫の 53 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から 54 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であって、当該期間を含めて夫婦一緒に一括で納付したとする申立人の主張には不自然さが見受けられる。

また、申立人の夫に係るオンライン記録によると、申立人の夫が一括で納

付したとする申立人の夫の 53 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から 54 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を夫が一括で納付したとする時期や国民年金保険料額についての記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1171

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 7 月 14 日から同年 10 月 12 日まで  
② 昭和 19 年 10 月 13 日から同年 12 月 13 日まで  
③ 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 11 日まで  
④ 昭和 20 年 5 月 12 日から同年 10 月 24 日まで  
⑤ 昭和 20 年 10 月 25 日から 21 年 1 月 22 日まで  
⑥ 昭和 21 年 1 月 23 日から同年 2 月 20 日まで  
⑦ 昭和 21 年 2 月 21 日から 23 年 3 月 1 日まで

申立期間に係る A 社 (現在は、B 社) の船員保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、仮に、当該脱退手当金の支給が事実であったとしても、脱退手当金支給の計算の基礎とする被保険者の月数が誤って算出 (12 か月不足) されているので、当該期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) には、脱退手当金の支給記録 (「本人渡シ」等) 及びその支給額の算出事跡が記載されている上、昭和 24 年度の厚生保険特別会計歳出 (船員勘定) の国庫金送金に係る金額氏名表には、当該旧台帳に記載されている脱退手当金と同額を銀行に送金したことが記載されていることから判断すると、申立人に申立期間

に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は昭和 24 年 2 月 26 日に支給決定されており、当時は厚生年金保険法及び船員保険交渉法の制定前であり、両制度を通算する制度が無かったことを踏まえると、申立期間における最終船舶所有者に係る船員保険被保険者資格を喪失した後、船員保険への加入歴が無い申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人に係る旧台帳により、申立人の脱退手当金の支給に当たっては、申出人が主張するとおり、支給額の計算の基礎とする被保険者期間の月数が誤って算出（12 か月不足）されていることが確認できる。

しかしながら、前述の関連資料等を踏まえると、当該誤りは、実際に脱退手当金が支給されたことを疑わせる事情とまでは認められない上、申立人が主張する当該脱退手当金の支給額の計算の基礎とする被保険者期間の月数に算入されなかった被保険者月数（12 か月）についても、年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給記録の訂正の可否を判断するものであり、脱退手当金の計算の基礎に算入されなかった月数を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に算入させるか否かを判断することはできない。

ちなみに、口頭意見陳述において、申立人の妻は、「申立人と私が B 社で見た脱退手当金受給者の一覧表には、同社から申立人の署名及び捺印があると説明を受けたが、申立人の筆跡とは相違していた上、同一覧表には脱退手当金の金額が表示されておらず、受領証も確認できなかったもので、年金記録確認第三者委員会において同一覧表を調査してほしい。」旨主張しているが、B 社に照会したところ、同社は、「申立人が見たと主張する脱退手当金の受給者一覧表のような人事記録は保管しておらず、確認できない。」と回答していることから、前述の一覧表における署名等について確認することはできない。

## 大分厚生年金 事案 1172 (事案 601 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで

私は、前回の申立てにおいて、昭和 52 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A 県 B 郡 C 町 (現在は、A 県 D 市 C 町) に所在した E 社における厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められなかった。

今回、私は、当該期間を含む昭和 48 年 1 月 1 日から 52 年 10 月 1 日までの期間において、F 社に在籍し、同社と事業主が同一人である E 社の仕事を手伝っていたことを思い出した。このため、申立期間においては F 社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、昭和 52 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の E 社に係る厚生年金保険の被保険者記録の訂正を主張したが、申立人の同社における勤務実態は推認できるものの、i) 同社における勤務期間の特定ができないこと、ii) 同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは 62 年 8 月 1 日であり、同日以前において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は無いこと、iii) 同社の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述していること、iv) 複数の同僚が、「昭和 52 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において、E 社では、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。また、当該期間は国民年金に加入していた。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の申立てにおけるE社に勤務していたとする昭和52年1月1日から同年10月1日までの期間を含む48年1月1日から52年10月1日までの期間について、F社に在籍し、E社の仕事を手伝っていたので、再度調査の上、F社に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年1月1日から52年6月1日までの期間について、事業所記号番号索引簿によると、F社は同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和52年6月1日から同年10月1日までの期間について、前述の被保険者原票により、当該期間及び近接した時期にF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚に係る被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日と同日又は後日であることが確認でき、雇用保険の被保険者資格取得日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらないところ、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日（昭和52年10月1日）であることが確認できる。

さらに、F社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も居所不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない上、前述の被保険者原票により同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に確認しても、申立人が、申立期間において同社に在籍していたことがわかる供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。